

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月17日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第27号

佐賀県行政組織規則の一部を改正する規則

佐賀県行政組織規則（平成28年佐賀県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(分課等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の文化・スポーツ交流局に次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国民体育大会・全国障害者スポーツ大会推進課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国民体育大会・全国障害者スポーツ大会推進課</u> 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。</p>	<p>(分課等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の文化・スポーツ交流局に次の課を置く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務)</p> <p>第9条 地域交流部文化・スポーツ交流局各課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会推進課</u> 国民スポーツ大会及び全国障害者スポーツ大会に関すること。</p>

附 則

この規則は、平成30年7月18日から施行する。